令和5年度プラスチック類選別処理業務

競争入札説明書

京 都 市

令和5年度プラスチック類選別処理業務委託の競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、 この入札説明書によるものとする。

- 1 入札に付する事項
- (1) 業務名

令和5年度プラスチック類選別処理業務委託

(2)履行内容

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

仕様書のとおり

(4) 履行場所

仕様書のとおり

2 入札参加資格に関する事項

以下に掲げる入札参加資格のすべてを満たす者

- ア 競争入札参加申請書を提出しようとする日(以下「申請日」という。)の前日において京都市 契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登録されている者
- イ 申請日から入札参加資格の確認の日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条第 1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- ウ次のいずれかに該当する者であること。
- (ア) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法律」という。)第8条第1項に基づく「一般 廃棄物処理施設の許可」を受けた者であること。
- (イ) 法律第8条第1項の許可を受けた者から当該許可に係る一般廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けた者として法律第9条の5第1項の規定に基づく「一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可」を受けた者であること。
- (以上、政令で定める一般廃棄物処理施設を設置等している者に限る。また、許可を受けた一般 廃棄物処理施設がプラスチック製容器包装の異物除去、圧縮梱包、保管の用に供する施設である こと。)
- エ 平成31年4月1日から令和4年3月31日までに連続して1年間以上、法律第6条の2第2項により市町村(地方自治法第284条第1項に規定する組合を含む。)からプラスチック製容器包装の選別業務を受託した経験を有する者であること。
- オ 本市が指定する日までに、受託業務に必要なプラスチック類(プラスチック製容器包装及びプラスチック製品)の異物除去・圧縮梱包・保管の用に供する施設を保有できること。
- カ 本市が指定する日までに、受託業務に必要なプラスチック類の引取りの用に供する車両を保有 し、また調達できること。
- キ 本市が指定する日までに、受託業務に必要な廃棄物の処理に従事する従業員を雇用し、又は雇用できること。
- ク 自ら受託業務を実施する者であること。
- ケ 法律第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- コ 市税及び法人税の滞納がないこと。

- サ 受託業務に関し、確実な履行が期待できないおそれがあると認めるに足りる相当の理由がない こと。
- 3 入札に参加しようとする者が準備すべき書類

2のアからサに示した資格を満たすことを証明するものとして、以下に掲げる書類を準備すること。

- (1) 営業概況書(別紙様式1)
- (2)「一般廃棄物処理施設の許可」を受けたことを証する書類、又は「一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可」を受けたことを証する書類
- (3) 平成31年4月1日から令和4年3月31日までに連続して1年間以上、法律第6条の2第2項により市町村(地方自治法第284条第1項に規定する組合を含む。)からプラスチック製容器包装の選別業務を受託した経験を証する書類(契約期間が明記された契約書の写し等)
- (4) 事業所及び車庫所在地等報告書(別紙様式2)及び不動産登記謄本(借地にあっては賃貸借契約書の写し等)
- (5) 定款及び商業登記事項証明書
- (6) 過去3か年の財務諸表(貸借対照表、損益計算書)
- (7) プラスチック類の異物除去・圧縮梱包・保管の用に供する施設の設置場所、設置年月日、処理能力、処理工程及び設備の概要(別紙様式3)
- (8) プラスチック類の引取りの用に供する車両について指定の事項を記載した車両台帳(別紙様式4-1)、車検証の写し及び右斜め前方及び左斜め後方から車両を撮影した写真(別紙様式4-2)
- (9)役員及び従業員の名簿(別紙様式5、6)
- (10) 役員全員の住民票等(本籍地の記載のあるものに限る。ただし、外国籍の方については、在留カード等の番号が省略されていないものに限る。)
- (11) 法律第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないことを認めた誓約書(別紙様式7)
- (12) 市税及び法人税の納税証明書(直近1年)
- (13) 受託業務を確実かつ誠実に自ら実施する旨の誓約書(別紙様式8)
- (14) 受託業務に必要な人員、車両及び設備等を調達する旨の誓約書(別紙様式9)
- (15) 交通事故及び労働災害発生状況報告書(別紙様式10)
- 4 入札説明書等に対する質問期限及び回答期日

入札説明書等に対して質問しようとする者は、質疑書(別紙様式 11)によって以下に定めるところにより、説明を求めることができる。

- (1) 質疑書の提出期限 令和4年8月16日 (火) 午後5時
- (2) 質疑書の提出 先 京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課までFAX で送付のうえ、当課職員がFAXを受領したことを電話にて確認 すること (FAX番号: 075-213-0453)
- (3) 質疑書の回答期日 令和4年8月17日(水)
- (4) 質疑書の回答方法 京都市情報館の入札・公募型プロポーザル情報のページに おいて、入札前日まで閲覧に供する。

5 競争入札参加資格確認申請について

入札に参加しようとする者は、競争入札参加申請書(別紙様式12)に上記3で示した書類等を添付し、競争入札参加資格の確認申請を行うこと。

なお、競争入札参加申請書の提出は持参又は郵送(特定記録)によるものとし、電送その他による ものは認めない。

(1)受付期間 令和4年8月17日(水)から令和4年8月23日(火)まで (休日を除く。郵送の場合は必着) 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (2) 提出先 京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課
- (3) 郵 送 先 〒604 8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 市役所本庁舎地下1階 京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課プラスチック担当宛

6 競争入札参加資格の審査及び審査結果の通知

競争入札参加資格の審査結果は、下記の期日に競争入札参加資格確認通知書により、競争入札参加 資格申請者全員に通知する。この場合、競争入札参加資格を有しないとした者にはその理由を付す。

- (1)通知期日 令和4年9月8日(木)
- (2) 通知方法 競争入札参加資格確認申請者全員に特定記録で郵送

なお、期日までに結果が郵送されなかった者は、令和4年9月8日(木)午後5時までに、京都市 環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課に連絡をすること。

- 7 競争入札参加非資格者からの再審査請求に関する審査
- (1) 競争入札参加資格の審査により競争入札参加資格を有しないとされた者は、次により書面(任意様式)を提出し、再審査を求めることができる。

なお、提出は持参によるものとし、郵送や電送その他によるものは認めない。

ア 提出期限 令和4年9月12日(月)午後5時 (正午から午後1時までを除く。)

イ 提 出 先 京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課

- (2) 再審査請求があった場合は、請求内容についての審査を行い、令和4年9月15日(木)までに、 再審査請求に関する審査結果通知書により、請求者全員に通知する。また、審査の結果請求内容に 正当な理由があるとされた者は、本件入札に関する入札参加資格を有するものとする。
- 8 競争入札参加資格の確認の取消し

入札参加資格があると認めた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の 入札参加資格を取り消す。

- (1) 競争入札参加資格を通知した日から開札日までに、2の入札参加者の資格を喪失したとき(競争 入札参加資格を通知した日から開札日までに、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に 基づく競争入札参加停止を受けた場合を含む。)
- (2)(1)に掲げるもののほか、本件入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。
- (3) その他市長が特に入札に参加させることが不適当であると認めたとき。

9 入札に参加しようとする者が事前に行うべき事項等

入札に参加しようとする者は、令和4年9月15日(木)までに、必ず、引取場所(中継施設)のうち 西部圧縮梱包施設(京都市西京区大枝沓掛町26番地)の現地確認を行うこと。現地確認の日時等については、令和4年9月13日(火)までに京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課プラスチック担当(電話075-222-3946)と調整すること。

また、引取場所(中継施設)のうち、北積替所(京都市上京区下清蔵ロ町132番地)又は南積替所(京都市伏見区横大路千両松町447番地)の現地確認を希望する場合も、同担当と調整すること。

10 予定価格

予定価格は次のとおりとする。

予定価格 293,630,800円 (消費税及び地方消費税相当額を含まない。)

11 最低制限価格の設定

競争入札の実施に当たっては、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けるものとする。

12 入札書の提出

- (1)競争入札参加有資格者又はその代理人は、本業務に係る競争入札について他の競争入札参加有資格者の代理人となることができない。
- (2) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、入札書を提出するときは、競争入札関係職員に競争入 札参加資格確認通知書及び本人であることを確認できるもの(免許証等写真が添付されたもの)並 びに代理人をして提出させる場合においては、入札執行権限に関する委任状(別紙様式13)を掲示 すること。
- (3)競争入札参加有資格者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書(別紙様式14)を提出しなければならない。

ア件名

- イ 入札金額及びプラスチック類の引取量1トン当たりの処理単価(消費税及び地方消費税に係る 課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する 金額を入札書に記載すること。)
- ウ 競争入札参加有資格者の名称又は商号及び押印(外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。)
- エ 代理人が入札する場合は、競争入札参加有資格者の名称又は商号、代理人の氏名及び押印
- (4)入札書の提出場所等は以下のとおりとする。

なお、提出は持参によるものとし、郵送、電送その他によるものは認めない。

ア 提出期間 令和4年9月15日(木)から9月21日(水)まで 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提 出 先 京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課

(5) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示に限る。

- (6) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、入札書を作成し、当該入札書を封筒に封じ、入札書に 用いた印章をもってこれに封印すること。また、その封皮に競争入札の件名、競争入札参加有資格 者の名称又は商号を記載すること。
- (7) 競争入札参加有資格者又はその代理人の入札金額は、当該委託業務の提供に要する一切の諸経費 (仕様書において本市が負担することとしたものを除く。) を含め入札金額を見積もること。
- (8) 入札書及び委任状は、黒色のペン又はボールペン(鉛筆は不可)を使用すること。
- (9) 競争入札参加有資格者又はその代理人から提出された書類を本市の審査基準に照らし、採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。
- (10) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に ついて押印しておくこと。(ただし、入札金額の訂正は認めない。)
- (11) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

13 開札

- (1) 開札日時等については以下のとおりとする。
 - ア 日 時 令和4年9月22日(木)午前10時
 - イ 場 所 競争入札参加有資格者に別途通知する。
- (2) 会場には、競争入札参加有資格者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、 入札執行主務者が特にやむ得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (3) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、会場に入室することができない。
- (4) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、会場に入室しようとするときは、競争入札関係職員に 競争入札参加資格確認通知書及び本人であることを確認できるもの(免許証等写真が添付されたも の) 並びに代理人をして入札させる場合においては、入札執行権限に関する委任状を提出すること。
- (5) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、会場を退出することができない。
- (6) 会場において、次の各号の一に該当する者は、当該会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者
- (7) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、入札書及び入札書に使用する印章を持参し、再度入札等に備えること。
- (8)入札執行主務者は、競争入札参加有資格者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、 又は中止することがある。
- (9) 開札後、仕様書等についての不知又は不明を理由とし異議を申し立てることはできない。
- (10) 開札は、競争入札参加有資格者又はその代理人が出席して行う。この場合において、競争入札参 加有資格者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わ せてこれを行う。
- (11) 開札した場合においては、競争入札参加有資格者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限 の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。た

だし、当初の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札を行った者又は最低制限価格を 下回る金額で入札した者は、再度の入札に参加することができない。

(12) 本件入札において、競争入札参加資格があると認められた者が一者であるとき、又は、入札者が 一者であるときは、本件入札は不成立とする。

14 競争入札の参加制限

- (1) 競争入札に参加しようとする者(個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者(以下「代表者等」という。)) が、当該競争入札に参加しようとする他の代表者等と同一人であるときは、そのうち一者のみが当該競争入札に参加できるものとする。
- (2) 次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者のみが当該競争入札に参加できるものとする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他、前各号と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (3)競争入札において、(1)及び(2)に該当することが判明したときは、当該代表者等及び同一人である者のした入札は、京都市契約事務規則第6条の2第1号に基づきそれぞれ無効とする。
- (4) 競争入札により落札者を決定した場合において、契約を締結するまでの間に、落札者となった代表者等が、当該競争入札において(1)及び(2)に該当することが判明したときは、契約を締結しないものとする。

15 無効の入札書

入札書で次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1)入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が2通以上の入札をしたとき。
- (3)入札者の記名押印のないとき。
- (4) 金額の記載に訂正があるとき。
- (5) 主要事項の記載が明確でないとき、又は記載の漏れがあるとき。
- (6) 入札者が協定して入札したときその他入札に際し不正の行為があったとき。

(7) その他入札に関する条件に違反したとき。

16 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係ない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

17 禁止事項

次に掲げる事項を行うことを禁止する。ただし、本件競争入札において落札し、契約の相手方となった者(以下「契約者」という。)が、本件競争入札において互いに競争相手であった落札者以外の者(以下「非落札者」という。)以外の者を経由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき又は特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による本市の承認を得た場合を除く。

- (1)契約者が、非落札者から契約の履行に必要な物件(落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。)又は役務を調達すること。
- (2) 非落札者が、契約者に対して、契約の履行に必要な物件又は役務を供給すること。

18 契約

- (1) 契約は、プラスチック類の引取量1トン当たりの処理単価契約とする。なお、契約金額は、入札 金額に記載されたプラスチック類の引取量1トン当たりの処理単価に、100分の110を乗じた 金額とする。
- (2) 契約を締結する日については、令和4年10月6日(木)とする。

19 留保条件

- (1) 契約の締結については、当該業務に係る予算の成立を条件とする。
- (2) 前項の条件が成就しなかったときは、本市に対し損害賠償等の要求は行えないものとする。

20 契約書の作成

- (1) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2)契約は契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は、確定しないものとする。

21 支払いの条件

委託料は、引取量1トン当たりの契約単価に本市又は受注者が算出した各月のプラスチック類の引取量を乗じて得た額を支払うこととする。算出額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。引取量の算出は、引取場所(中継施設)毎に行い、各引取車両の引取量を集計する。各引取車両の引取量は、トン単位で小数点第2位まで算出することとし、小数点第3位以下は四捨五入する。

プラスチック類の引取量を基に前月分を計算し、受注者から適法な請求書を受理したときは、当該請求額を速やかに支払う。

22 契約書の提出

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日(競争入札の開札の後に確認する要件がある場合にあっては、当該要件の確認を受けた日)から本市が指定する日までに、契約書に記名押印しなければならない。
- (2) 落札者が、前項の規定する期間内に契約書に記名押印しないときは、契約を締結しないものとみなす。

23 その他の必要な事項

競争入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、 すべて当該競争入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。